



# 島根県報

平成29年 8 月31日 (木)

号外 第 102 号

(毎週火・金曜日発行)

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

---

## 目 次

---

**【規 則】**

島根県行政組織規則の一部を改正する規則

(人 事 課) 2

## 公布された条例等のあらまし

## ◇島根県行政組織規則の一部を改正する規則（規則第47号）

## 1 規則の概要

(1) 本庁の組織改正を次のように行うこととした。

部	課等	改正の概要
地域振興部	交通対策課	「萩・石見空港利用促進対策室」を設置

(2) その他所要の改正

## 2 施行期日

平成29年 9 月 1 日から施行することとした。

**規 則**

島根県行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年 8 月31日

島根県知事 溝 口 善兵衛

## 島根県規則第47号

島根県行政組織規則の一部を改正する規則

島根県行政組織規則（平成18年島根県規則第17号）の一部を次のように改正する。

第12条第5項の表原子力安全対策課の項の次に次のように加える。

交通対策課	萩・石見空港利用促進対策室
-------	---------------

第12条中第8項を第9項とし、第7項を第8項とし、第6項を第7項とし、第5項の次に次の1項を加える。

6 交通対策課萩・石見空港利用促進対策室は、益田市に置く。

第14条第1項の表地域振興部の部交通対策課の項に次の1号を加える。

(8) 萩・石見空港の利用促進対策に関すること（萩・石見空港利用促進対策室）。

**附 則**

この規則は、平成29年 9 月 1 日から施行する。